

## 平成31年度第1回実行組合委員会議事録

日 時 平成31年4月11日（木）午後1時から午後1時30分

場 所 役場3階会議室3・4

出席者 西之町：岡島照俊委員、名栗：石黒 司委員、大門：小出克則委員、  
青塚：小出敏夫委員、伊勢山：柴田光男委員、新町南：安藤 拳委  
員、新町北：大野君江委員、中之町：戸田正光委員、新田第1：安  
藤順次委員、新田第2：高桑はるみ委員、下青山：坪井幹雄委員、  
中稲：丹羽聖一委員、九十野：河村利男委員、上西：坪井邦夫委員、  
上東：坪井 茂委員

欠席者 なし

当 局 服部町長、佐藤産業建設部長、早川建設課長兼土木・農政係長、柴  
田主任、霜越主事

### 議題

- (1) 実行組合委員職務範囲について
- (2) 実行組合委員の年間予定表について
- (3) 補助金の支払いについて
- (4) 水田農業構造改革対策における水田農業実施計画書の  
取りまとめについて
- (5) その他

### 会議資料

#### 名簿

- 資料No.1 実行組合委員職務範囲について  
資料No.2 実行組合委員の年間予定表について  
資料No.3 補助金等の支払について  
資料No.4 水田農業構造改革対策における水田農業実施計画書の取りま  
とめについて（依頼）

### 議事内容

司会 (課長)	<p>本日はご多忙にも関わらず、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。定刻になりましたのでただ今より、平成31年度第1回の実行組合委員会を始めさせていただきます。</p> <p>本日、司会進行をさせていただきます建設課長の早川です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、初めに町長から新しく実行組合委員になら</p>
------------	--

	れます皆様に、委嘱状の交付を行います。席の方へお伺いし、委嘱状をお渡ししますのでよろしくお願ひします。
町長	(委嘱状交付)
司会	ありがとうございました。それでは続きまして町長より、皆様に挨拶を申し上げます。
町長	<p>改めましてこんにちは。お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。また、日頃より町行政にご理解ご協力いただきましてありがとうございました。昨年はゲリラ豪雨や大型台風が猛威をふるったというところがございます。本町におきましても、このような自然災害も懸念されております。只今、委嘱状をお渡しさせていただきました皆様には、水田実施計画のとりまとめや、農家さんとの連絡等でご苦勞をおかけすると思っております。豊山町農業に更なるご尽力いただいておりますことをこの場を借りましてお礼を申し上げたいと思っております。</p> <p>また、この会議が済みましてから愛知県農業共済組合と農業協同組合の連絡会議がございます。続きになりますけど、ご協力の程よろしくお願ひ致しまして私の挨拶とさせていただきます。</p>
司会	次に事務局職員の自己紹介をいたします。
	(部長、課長、担当の順に自己紹介)
司会	<p>それでは本日の配布資料の確認をお願いします。</p> <p>まず、本日の①会議次第、②資料1 実行組合委員職務範囲(ホチキス止め3枚もの)、③資料2 平成31年度実行組合委員会年間予定表、④資料3 補助金等の支払について(ホチキス止め8枚もの)、⑤資料4 水田農業構造改革対策における水田農業実施計画書の取りまとめについて(依頼) 3枚もの、最後に⑥青い袋 中に水田農業実施計画の資料が入っているものです。</p> <p>以上ですが漏れはないでしょうか。</p> <p>また、実行組合委員の名簿を作成しております。皆様にご異議がなければ、配布したいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
委員	(異議なしの声)
事務局	(名簿配布)
司会	<p>それでは、議題1の「実行組合委員の職務」と、「町の公式ホームページ」について、説明させていただきます。</p> <p>まず、実行組合委員の職務について、資料1の2ページ以降にございます豊山町町政協力委員設置条例及び運営規則に基づき、ご説明申し上げます。</p> <p>条例・規則は、本日皆様に委嘱しました「実行組合委員」の職務、身分の根拠を定めたものでございます。</p>

	<p>条例第4条第2項、2ページの真ん中少し下になりますが、実行組合員の具体的な職務が示されています。読み上げさせていただきます。「実行組合委員は、農業に関連する広報活動及び調査を行うとともに、他の補助機関との連絡を密にし、町行政に協力するものとする。」</p> <p>また、実行組合委員の身分は、豊山町の非常勤特別職となっています。続きまして、条例第8条の「守秘義務」について、ご説明します。3ページの上から3段目になります。皆様方が「実行組合委員」として得られた情報については、他の人に漏洩してはならないことになっています。また、実行組合委員を辞められた後も、これらの情報は漏らしてはいけませんので、よろしくお願い致します。なお、規則第3条第2号、4ページ中段となりますが、実行組合委員の職務の内容がしめされています。読み上げさせていただきます。</p> <p>続きまして、公式ホームページに関することについて、若干説明させていただきます。町のホームページに掲載する内容については、運用指針を定めて実施しています。まず、本日開催されます実行組合委員会の会議内容をホームページに掲載させていただきます。なお、議事録を作成するために録音をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、ホームページの議事録には、本日の会議に出席された方の名前は掲載させていただきますが、会議で発言された方の名前は、「非公表」とさせていただきますので、よろしくお願い致します。</p> <p>それでは、議題（2）の実行組合委員の年間予定表について、議題（3）補助金の支払については関連がありますので、事務局から一括して説明いたします。</p>
事務局	（議題（2）から議題（3）について説明）
司会	ご質問等ございませんか。
A委員	地域農業団体活動補助金と実行組合水田農業構造改革事業助成金の違いはなんでしょうか。
事務局	地域農業団体活動補助金は農業に振興していただいた団体にお支払いする補助金です。実行組合水田農業構造改革事業助成金はこのあと説明させていただきます水田実施計画の配布回収等を協力していただくことに対する助成金です。
司会	それでは、次に議題（4）の水田農業構造改革対策における水田農業実施計画書の取りまとめについて説明いたします。
事務局	（議題4について説明）
司会	ただ今の説明の中でご質問等ございましたらお受けいたしたいと思います。ございませんでしょうか。

委員	(発言なし)
司会	町からの議題は以上でございますが、説明の中で何か質疑がございましたらお受けいたします。また、委員さんからその他として何かございましたらお受けしたいと思います。
委員	(発言なし)
司会	ないようですので、以上をもちまして実行組合委員会を終わらせていただきます。ありがとうございました。 引き続き、愛知県農業共済事務組合の連絡員会があります。
	午後 1 時 3 0 分終了